

皆で守ろう 豊かな大地

大潟土地改良区広報

No.116

令和3年5月6日発行



みどり 水ほりネット 大潟



土地改良区概要	受益面積	組合員数	理事	監事	総代
	11,764.8 ha	1,383名	11名	3名	103名

編集・発行

大潟土地改良区

南秋田郡大潟村字中央3番地9 FAX(0185)45-2412
URL <http://member.ogata.or.jp/~dokai/> E-mail dokai@ogata.or.jp

- 総務課 TEL(0185)45-2118
- 事業課 TEL(0185)45-2523
- 定額助成 (暗渠・区画) TEL(0185)47-7800

第117回

通常総代会

今野理事長 挨拶



てまいります。

平成十九年より事務受託してきた大潟地域農地・水・環境保全(全)多面的機能支払交付金事業)事業につきまして令和三年度より大潟村が事務局を担うことになりました。

国営八郎潟地区の事業開始と、県営の小用水路のパイプライン化事業に向け、土地改良区の業務が多忙となることから、村からの申し出を受け入れることといたしました。

土地改良区として今後とも村との連携体制を強固にし、技術協力等を実施しながら、更なる事業推進に努めます。

高橋村長には後程ご挨拶をお願い致します。

さて、農業農村整備事業は、農政の重要な柱として位置付けられこの度の予算編成の基本的な考え方の一つに、水田の作付け転換への対応や、農業経営の生産性の向上、スマート化等を支援する事が示されています。

農水省は令和三年度の転作面積を前年比六・七万ヘクタール増加すると発表しており、今後ますます主食用以外の輸出米や高収益作物の生産拡大が要求されます。

当土地改良区は、設立以来五十年近く経過し、組合員数は設立当初より四八%減少し、一三・八三名であります。大潟村の組合員一人当たりの平均耕作面積は大凡二〇ヘクタールとなっております。

が進んでおりますが、依然として主食用米を主体とした農業経営であります。人口の減少、米の消費の減少と、米価の上昇展望がみえないなかでの稲単作経営では持続可能な農業経営は非常に困難と思えます。

秋田県では米依存から脱却し複合型生産構造への転換を推進し農業の成長産業化、持続的な農業、農村の発展を目指すとしています。

当土地改良区ではこうした村の農業の現状をしっかりと把握し国や県の農業政策の実現に向け、農地の大区画化や暗渠による水田の汎用化、スマート農業が可能な農業生産基盤造りを推進するために農地耕作条件改善事業として令和三年度は六億円の予算を計上しております。

次に、国営かんがい排水事業・八郎潟地区は本省審査を終え、ようやく令和三年度に工事着工の予定となりました。事業推進の当初よりお伝えしているように、本件事業は単なる老朽化対策ではありません。土地改良区の最大の使命である用水の安定供給を根幹に、排水機能の維持、施設の維持管理の費用と労力の軽減、ライフサイクルコストの低減、更に湛水被害の軽減や八郎湖の水質保全を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資することを目的としています。これらの目的を達成するために選定した幹線用水路の工法が

パイプラインです。軟弱地盤の特殊な土壌条件下で最適な工法として多くの地域で採用されており、当土地改良区でも要望してきたところですが、また、この事業実施にあたっては、組合員の皆様からの同意が必要となります。既にお知らせしてありますように、三月二四日から順次地域ごとに説明会を開催し組合員のご理解を得ながらご署名をいただく予定でありますので、総代の皆様方からも組合員にその旨お伝え願えれば幸いです。

また、県営事業の小用水路整備についてですが、工法については令和元年七月十一日に全線パイプライン化で国、県、大潟村、土地改良区で合意しており昨年十一月に実施計画策定事業を申請しております。出来るだけ組合員の負担を軽減するため国庫補助率が五五%の水利施設等保全高度化事業(特別型)を実施したいと考えております。

最後になりますが各関係機関連携のもと役員一丸となり健全な業務運営と事業推進に取り組んで参りますので皆様方のご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

これから春作業が始まりますが、事故や怪我の無いよう、そして秋の豊作を祈念申し上げて挨拶とさせていただきます。

本日はご出席誠にありがとうございます。

総代の皆様方には春作業の準備等でお忙しいなか、第一一七回通常総代会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、高橋村長には年度末の公務ご多忙にも拘わらず、ご臨席賜り感謝申し上げます。

村には令和三年度より団体営業の小用水路の布設替工事に対し、一三%の負担を承諾いただき誠にありがとうございます。大潟水利二期地区として事業を実施し

来賓祝辞

大潟村長 高橋 浩人



日頃、村農業推進にあたり特段のご協力を頂きありがとうございます。

令和三年度から国営事業が着手することとなりました。先ほど理事長から話があったようにこの工事が始まるまで長い期間をかけて

国で地質調査を行い、どの工法が最適か様々な議論を重ねた結果として、地盤の悪い所はパイプライン化ということで決まりました。

総予算が四八八億円ということで大変大きな事業となります。工事期間は二十年間で、まだまだ先のことですが、やっとスタートできるということでとても良かったと思います。

この後、土地改良区で組合員の皆様から同意徴集をいただく手続きとなりませんが、国からはできるだけ多くの農家から賛同を得て事業がスタートできるようにとお話を承っております。どうかその点

をご理解を頂きながら、ご協力してくださいと思います。そして工事が始まったから全てうまく進む訳ではないと思います。引き続

き村としては、周辺の三種町、男鹿市、八郎潟町と村内の土地改良区、議会、農協、農業委員会と協

力しながら促進協議会を継続し、工事着手以降の予算確保を含め要望活動に取り組んでいくこととされています。

また、農地水運営委員会の事務局を村役場に移すことにしました。内容は今まで通り変わりませんので、手続きに関しては土地改良区ではなく役場の方に足を運んで頂く形になります。農地水の予算が約一億七千万円です。一反

歩当たりには換算すると一千四百円となります。秋田県平均では四千八百円となっていますので、

村は約三分の一ももらっていない状況となっております。村としても予算獲得に今までも県に申し出てきましたが、今後更に力を入れて予算確保を要望し、農地維持・

資源向上活動の拡充を行っていきたいと思います。国営事業と併せながらもこうした農地保全活動を

土地改良区と一緒に進めていきます。どうかよろしくお願

いたします。

米価が下がる基調がだんだんはつきりしてきました。どのような戦略をもって農業を続けていくのか、稲作から畑作への高収益作物に転換していくことも一つの大きな方向ではないかと思

います。今回の事業で漏水や余水が減り、畑作しやすい環境になるのではないかと期待しています。

国営八郎潟干拓事業で誕生した大潟村ですが、五十年ぶりに大きな更新を迎えた用排水路を今後五十年、百年と村の農業をしつかり維持できるように取り組んでいきたいと思

います。引き続き土地改良区、また各団体と連携をとりながら、村農業を進めていきたいと思

いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。本日の総代会が盛会でありますことをご祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。



農業と共生する “わがみずうみ” 八郎湖を目指して

秋田県生活環境部 八郎湖環境対策室

室長 石井 公人

大潟土地改良区の皆さまにおかれましては日頃より、農業生産活動を通じた八郎湖の水質保全について多大なるご理解とご協力をいただき、厚く感謝いたします。

この4月から八郎湖環境対策室長に就任した石井と申します。馬場目川水系の五城目町出身の農業土木職員ですので、大潟村で営農展開されておられる皆様とは浅からぬご縁があるものと感じております。

さて、八郎湖については平成19年に指定湖沼に指定され、汚濁物質の発生源対策等により徐々に流

入する負荷量が減っているものの、水質そのものはほぼ横ばいとなっているため天候次第ではアオ

コの異常発生が心配されております。このため、令和元年度から6

年度までを期間とする「第3期湖沼水質保全計画」では、第2期計画からの対策を継続しながら、新しい技術も取り入れ、水質をより一層改善していくこととしております。

大潟村は、全域が「流出水対策地区」に指定されております。これまで、水田での落水管理や無代かき栽培など、すでに環境保全

型の農業を推進していただいております、そのご努力には感謝しております。

しかしながら、自然由来を除く八郎湖へ流入する汚濁の大半が、

水田からの排水によるものであります。皆様におかれましては引き続き、水質改善の取り組みを強化していただく必要があります。最新のGNSS自動操舵システムによる無落水移植栽培について

も、令和6年度までの達成目標としてかなり大胆な数字を設定させていただきました。日本農業を牽引されている皆様には、一層の率

先した取り組みを期待しているところであります。

最後に、八郎湖の水質改善や生態系の保全など、八郎湖の長期ビジョンである「恵みや潤いのある“わがみずうみ”の実現を皆様と

いっしょになって目指して参りたいと存じますので、今後もご理解とご協力をよろしくお願いいたします。貴改良区のますますの発展と、組合員の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、あいさつの言葉に代えさせていただきます。



就任挨拶

秋田地域振興局農林部八郎潟基幹施設管理事務所

所長 須藤 邦彦

大潟土地改良区組合員の皆様には、日頃から農業農村整備事業の推進、八郎潟基幹水利施設の操作、並びに管理についてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

後、平成8年から平成19年には国営男鹿東部総合農地防災事業により防潮水門、排水機場等の改修工事が行われました。

平成の改修工事からも13年経過し、今年から全排水機の2回目の

ネットワーク設備更新、防潮水門監視制御装置更新、南部排水機場ポンプ分解整備を計画しており、今後とも運転操作に支障が生じないよう計画的に対応してまいります。

こともあろうかと思われれます。そうした場合には、組合員の皆様方のご協力をお願いいたします。更にポンプ設備の電気料金節減のため、「田んぼダム」による排水量の平準化、「スマート農業」による用排水量の削減について、

このたび、定期人事異動により八郎潟基幹施設管理事務所長を拝命いたしました、須藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

点検整備を始めてまいります。また、電気通信設備等は経年劣化により部品更新が必要となってきました。

そのようなことから、今年度の

国営造成施設管理費補助事業の負担割合については、国・県で70%、地元30%となっております。本年はコロナ禍により米消費の減少や米の過剰在庫等から米価の低迷による農家収入の減少が心配されております。少しでも農家負担を軽減するためにも、大雨による

最後に、当事務所職員、業務委託先操作員が一丸となって大潟村の安全・安心を守るため、業務に邁進してまいりますのでよろしくお願い致します。

八郎潟干拓地は、昭和32年から昭和51年に国営八郎潟干拓事業により造成され、事業完了から44年の歳月が経過しております。その

国営造成施設管理費補助事業は7億円の事業費を予定しております。主な事業内容としては、運転管理業務、水管理システム通信

取水の制限や、停止をお願いする

第117回

通常総代会報告

議案一覧

第一一七回通常総代会は令和三年三月二十二日、サンルーラ大潟で総代八十名出席（出席五十名、書面議決行使書二十名）のもとに開会、理事長挨拶に続き、ご来賓の大潟村高橋村長の祝辞をいただいたあと、議長に大潟村の菅原史夫総代を選任し議事が進められ、提案された議案を原案どおり可決し閉会しました。



- ◎議案 第一号 令和二年度農地耕作条件改善事業等に係る事業計画変更（第一回）について
- ◎議案 第二号 令和二年度一般会計（第二回）補正予算について
- ◎議案 第三号 令和二年度一般会計の繰越使用について
- ◎議案 第四号 大潟土地改良区工事執行規程の一部改正について
- ◎議案 第五号 令和三年度事業計画について
- ◎議案 第六号 令和三年度農地耕作条件改善事業等に係る事業計画について
- ◎議案 第七号 令和三年度水利施設整備事業等に係る事業計画について
- ◎議案 第八号 令和三年度役員報酬について
- ◎議案 第九号 令和三年度一般会計収支予算について
- ◎議案 第十号 令和三年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について
- ◎議案 第十一号 令和三年度農地耕作条件改善事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について
- ◎議案 第十二号 令和三年度現金の預入先について



令和2年度 一般会計(第2回)補正予算書

【収入の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	431,538	434,750	△ 3,212	区画拡大・暗渠排水個人負担金の減
2	附 帯 事 業 収 入	389	389		
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補 助 金 等 収 入	918,935	1,081,633	△ 162,698	事業計画変更に伴う事業費等の減
5	寄 付 金 収 入	1	1		
6	受 託 料 収 入	4,325	4,325		
7	雑 収 入	827	827		
8	借 入 金 収 入	2	2		
9	積立金取崩収入	3	3		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰 越 金	59,847	59,847		
収 入 合 計		1,415,869	1,581,779	△165,910	

【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業費	1,061,620	1,227,530	△ 165,910	事業計画変更に伴う事業費等の減
2	一 般 管 理 費	97,291	97,080	211	会場借り上げ 増 211,000円
3	負 担 金	199,407	197,247	2,160	県営事業分担金 増 2,160,000円
4	業 務 受 託 費	4,325	4,325		
5	そ の 他 の 支 出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	2,533	2,533		
8	積立金繰出支出	43,061	43,061		
9	予 備 費	7,629	10,000	△ 2,371	2款へ 211,000円 3款へ 2,160,000円
支 出 合 計		1,415,869	1,581,779	△165,910	

多面的機能支払事業(農地・水)の活動について

令和3年度より、農地・水活動の事務局は大潟村役場内へ移りました。
農地・水関係の要望受付や連絡並びに活動報告についても、役場内事務局で行うこととなります。
ご理解とご協力をお願いします。

余剰水の縮減について

余剰水巡視活動は今年度も実施予定です。ご協力をお願いします。

田んぼダム調整板の設置について

田んぼダム調整板の設置についてご協力をお願いします。また、中央増反地の方のご協力もお願いします。

令和三年度

運営並びに事業計画

1 運営関係

①事務運営については迅速かつ適切な対応に心がけ、組合員の利便性向上に努める。

②施設の適正な維持管理を行うとともに、機能保全に向けた補助事業の活用を努める。

③国営「八郎潟地区」について関係機関と連携を図り、高い同意率を目指す。

④国営造成施設管理体制整備促進事業の円滑な推進を図る。

⑤県営事業で実施できなかった「小規模な道路横断排水管」について調査を進める。

⑥団体営・水利施設整備事業により、「農業用排水施設」の整備促進を図る。

⑦団体営・農地耕作条件改善事業等（定額・定率助成）により、暗渠排水と区画拡大等の整備促進を図る。

⑧八郎湖の水質保全について、関

係機関と連携し努力する。

⑨災害危機管理、並びに災害発生時は迅速に対応する。また大雨や雪解け時の緊急排水について、関係機関と連携を密にし万全を図る。

⑩多面的機能支払交付金事業については、技術協力などに努める。
⑪未収賦課金の解消に万全を期す。
⑫その他課題解決のため鋭意努力する。

2 事業関係

①土地改良施設の維持管理を適正かつ公正に実施する。

②国営事業関連施設については、令和三年度から新たに設置される国営事業所と連携を図りながら、調査に基づく補修を適時実施し、不測の事態の回避を図る。
③工事について効率的な執行に努める。
④異常気象時における緊急対策に

万全を期す。

⑤補改修要望とその処理

(1)要望を取りまとめ、管理委員会に諮問し、現地調査を行い公正かつ適切に補修を実施する。
(2)緊急を要するものについては速やかに対策を講じる。

3 維持管理事業における令和三年度主要計画

一、用水取入口

(管理施設規模十九ヶ所)

かんがい期は水管理人を配置し円滑な管理を行うとともに、取水機器の点検整備並びにサイフォン管等の維持保全を行い、用水の安定供給を図る。

- ①取水口機器点検 一式
- ②取水口整備 一式
- ③安全施設補修 一式
- ④取水口保全 一式

二、幹線水路

(管理施設規模九三・七km)

鋼製コルゲートフリューム水路等については、調査監視に努め、重大事故が発生しないよう補修を行い、機能維持を図る。また小用水路取入ゲート、かんがい施設の整備を行い用水の円滑な配水に努める。

①ゲート補修 一式

②水路補修 一式

③金物他補修 一式

④通水前その他補修 一式

三、小用水路

(管理施設規模四五・三km)

国営造成施設管理体制整備促進事業を活用するとともに、国庫補助事業を積極的に活用し、整備促進を図る。また進入路、分水路、放水口の補改修を適切に行い、用水の円滑な供給と施設利用に努める。目地補修については、資材提供により関係組合員による補修を実施しており、本年度も継続する。

- ①小用水路布設替 一式
- ②水路付帯施設補修 一式
- ③支給用目地材 一式
- ④通水前その他補修 一式

四、支線排水路

(管理施設規模一〇八・六km)

泥上掘削機等による排水路整備を行い、機能保全を図る。また緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全並びに営農に支障の生じないよう対応する他、堤防キャッチ水路の整備を行う。

- ①水路整備 一式
- ②横断管補修・改修 一式
- ③通水前その他補修 一式
- ④堤防キャッチ整備 一式
- ⑤雑木処理 一式

五、小排水路

(管理施設規模五二・七km)

泥上掘削機・バックホウ等による排水路整備を行い、機能保全を図る。また緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全並びに営農に支障が生じないよう対応する。

- ①水路整備 一式
- ②横断管補修 一式
- ③通水前その他補修 一式
- ④雑木処理 一式

六、農道

(管理施設規模四三・七km)

農道走行等の安全性、農作業の利便性を考慮し、草刈等の措置を講じる。

- ①堤防等農道入口除草 一式
- ②通水前その他補修 一式
- ③碎石補修 一式

七、用水管理

水管理人八名を雇用し、用水の円滑な配水に万全を期す。また幹線水路敷地等の草刈を行い、施設の保全と環境整備を図る。

- ①水管理人雇用 八名
- ②水路沿い草刈 一式
- ③施設整備 一式

八、調査

- ①調査測量 一式

令和3年度 一般会計収支予算書

【収入の部】

単位(千円)

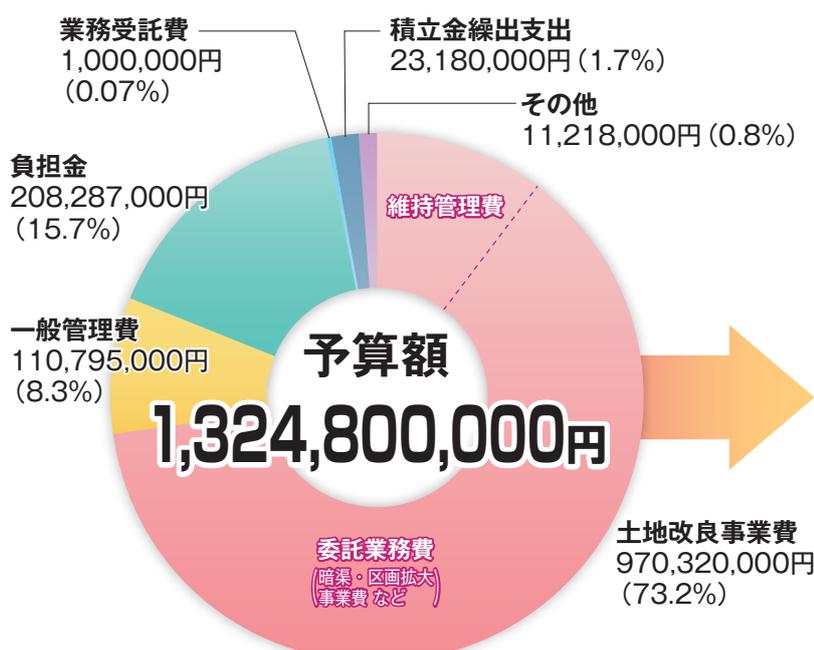
款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	430,852	431,538	△ 686	経常賦課金、県営事業分担金など
2	附 帯 事 業 収 入	389	389		使用料
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補 助 金 等 収 入	822,025	918,935	△ 96,910	暗渠・区画拡大補助金など
5	寄 付 金 収 入	1	1		
6	受 託 料 収 入	1,000	4,325	△ 3,325	国営造成施設管理体制整備促進事業
7	雑 収 入	504	827	△ 323	預金利子など
8	借 入 金 収 入	2	2		
9	積立金取崩収入	3	3		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰 越 金	70,022	59,847	10,175	
収 入 合 計		1,324,800	1,415,869	△ 91,069	

【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1	土地改良事業費	970,320	1,061,620	△ 91,300	維持管理費、暗渠・区画拡大事業費
2	一 般 管 理 費	110,795	97,291	13,504	事務費など
3	負 担 金	208,287	199,407	8,880	県営事業分担金
4	業 務 受 託 費	1,000	4,325	△ 3,325	国営造成施設管理体制整備促進事業
5	その他の支出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	1,215	2,533	△ 1,318	ハンマーモア 2台他
8	積立金繰出支出	23,180	43,061	△ 19,881	財政調整積立金繰出など
9	予 備 費	10,000	7,629	2,371	
支 出 合 計		1,324,800	1,415,869	△ 91,069	

一般会計 性質別支出予算の状況



土地改良事業費の内訳

維持管理費	
1. 用水取入口	8,528,000円
2. 幹線用水路	30,050,000円
3. 小用水路	74,709,000円
4. 支線排水路	10,264,000円
5. 小排水路	16,014,000円
6. 農 道	4,807,000円
7. 用水管理	25,712,000円
8. 調 査	1,310,000円
小 計	171,394,000円
委託業務費	
1. 委 託 費	1,000円
2. 農業基盤整備促進事業等委託費 (暗渠・区画拡大事業費など)	780,725,000円
3. 水利施設整備事業負担金	18,200,000円
小 計	798,926,000円
合 計	970,320,000円

令和2年度

維持管理事業報告

3 小用水路 予算額 (70,600,000円)

用水路布設替工事	17路線
用水路付帯施設補修	6箇所
組合員支給用目地材	1式
通水前補修	38箇所
用水路他小補修	56箇所
緊急補修	1式
定額助成工事に係る付帯補修	1式

4 支線排水路 予算額 (8,764,000円)

排水路整備 (補修掘)	1路線
水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1式
堤防キャッチ整備	1式
雑木処理	1箇所
横断管補修	1箇所
用水路他小補修	2箇所

5 小排水路 予算額 (20,501,000円)

排水路整備 (補修掘)	44路線
水路整備 (機械点検・修理・消耗部品)	1式
通水前補修	2箇所
用水路他小補修	1箇所
緊急補修	1式
雑木処理	2箇所
定額助成工事に係る付帯補修	1式

6 農道 予算額 (4,807,000円)

農道隣接敷草刈	12路線
堤防等農道入口部草刈	78箇所
農道・管理道路碎石補修	7路線
通水前補修	3箇所
用水路他小補修	1箇所
緊急補修	1式

1 用水取入口 予算額 (8,628,000円)

用水取入機場機器点検作業	19取水口
呼水準備作業	19取水口
取水口機器点検整備	1式
開度計シンクロ受信器更新	2取水口
東部側取水口流量調節弁点検作業	12取水口
取水口保全費	1式
西部側取水口水門巻上機塗装整備	7取水口

2 幹線用水路 予算額 (25,300,000円)

漏水・施設補修	1,510箇所
金物関係補修	26箇所
C1-3幹線用水路末端パイプライン漏水補修	1箇所
水路内清掃	3路線
通水前補修	10箇所
用水路他小補修	4箇所
緊急補修	1式
幹線用水路締切作業	1式



8 調査 予算額 (1,310,000円)

用水路測量作業	1 式
排水路調査	1 式
その他	1 式



7 用水管理 予算額 (25,156,000円)

かんがい用水の管理人雇用 (4月13日～9月20日まで)	8 名
水路沿草刈作業 (総合中心地内幹線用水路)	2 回刈
水路沿草刈作業 (幹線用水路全線)	2 回刈
草刈に係る施設整備	2 路線
その他	1 式

令和3年度 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

第1 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期

会計区分	科目	賦課基準			期別納付額		賦課期日		徴収期日	
		種目	地目	10aあたり	1期	2期	1期	2期	1期	2期
一般会計	経常賦課金	経常賦課金	農地	円 2,124	円 1,062	円 1,062	7月1日	11月1日	8月2日	11月30日
	特別賦課金	県営事業分担金	農地	円 1,493	円 504	円 989	7月1日	11月1日	8月2日	11月30日

第2 徴収方法

1. 本土地改良区において直接徴収を行う
2. 下記金融機関と委託契約に基づき徴収を行う
記

大潟村農業協同組合	秋田銀行大潟支店
秋田なまはげ農業協同組合若美支店	秋田信用金庫船越支店
あきた湖東農業協同組合八郎潟支所	羽後信用金庫八竜支店
秋田やまもと農業協同組合本店	秋田銀行鹿渡支店
秋田やまもと農業協同組合八竜支店	北都銀行三種支店

令和3年度 農業基盤整備促進事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

賦課額 事業の施工に係る土地について、土地毎の事業費 (区画拡大、暗渠排水等) に係る建設業者請負額から補助金を差し引いた額を賦課する。

賦課期日 11月1日
徴収期日 11月30日

- 案 件第2号 農業基盤整備促進事業等に係る土地改良事業団体連合会への業務委託契約(変更)
- 案 件第3号 令和2年度補改修要望に係る理事会検討事項(排水路関連)
- 案 件第4号 令和2年度第2回すべり補修
- 案 件第5号 令和2年度第2回湧水処理試験工事
- 案 件第6号 令和3年度事務体制等
- 案 件第7号 無線局の検討
- 案 件第8号 令和3年度一般会計予算の考え方
- 案 件第9号 令和3年度水利施設整備事業「大潟水利2期地区」の採択申請
- 案 件第10号 大潟村への要望

第11回理事会案件 令和3年1月29日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 令和2年度一般会計執行状況及び決算見込み
- 報告案件第4号 令和2年度維持管理費執行状況及び使途予定
- 追加報告案件第5号 令和3年度水利施設整備事業「大潟水利2期地区」の村負担
- 案 件第1号 大潟土地改良区職員給与規程の一部改正
- 案 件第2号 土地改良区事務所二階ホールのLED化工事
- 案 件第3号 令和3年度役員報酬
- 案 件第4号 令和3年度一般会計予算
- 案 件第5号 令和2年度中間監査報告書
- 追加案件第6号 令和3年度農地耕作条件改善事業の申込
- 追加案件第7号 国営事業の事前説明資料送付
- 追加案件第8号 多面的機能支払の大潟土地改良区への事務委託の中止

第12回理事会案件 令和3年2月26日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第3号 令和2年度維持管理費執行状況及び使途予定
- 報告案件第4号 令和3年度農地耕作条件改善事業の要望量調査
- 案 件第1号 令和2年度中間監査結果に対する回答

令和2年度

理事会報告

(第9回以降)

第9回理事会案件 令和2年12月3日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 令和2年度水質調査結果(8月、10月)
- 報告案件第5号 税務署への資料提供結果
- 案 件第1号 職員採用
- 案 件第2号 水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)の採択申請
- 案 件第3号 大潟土地改良区職員給与規程の一部改正
- 案 件第4号 令和3年度水管理体制
- 案 件第5号 令和3年度一般会計予算の考え方
- 案 件第6号 土地改良区施設用地の他目的使用申請
- 案 件第7号 B1幹線用水路及び土地改良区資材置場におけるコンクリート目地試験施工

第10回理事会案件 令和2年12月25日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 賦課金徴収状況
- 報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
- 報告案件第4号 令和2年度排水路関係の補改修要望に係る管理委員会からの答申
- 報告案件第5号 令和2年度維持管理費の執行状況
- 追加報告案件第6号 補改修工事の検査結果
- 案 件第1号 国営事業の事前農家説明会開催及び同意徴集体制





- 報告案件第3号 令和2年度維持管理費執行状況
- 報告案件第4号 令和2年度補改修工事の検査結果
- 案件第1号 令和3年度職員給料の定時昇給
- 案件第2号 令和3年度労務及び機械単価
- 案件第3号 令和3年度用水取入機場機器点検作業の発注
- 案件第4号 令和3年度幹線用水路沿草刈作業の発注
- 案件第5号 令和3年度特殊機械運行計画
- 案件第6号 令和3年度通水前補修
- 案件第7号 令和3年度幹線用水路沿等の草刈作業(直営)
- 案件第8号 令和3年度幹線用水路内土砂撤去
- 案件第9号 令和3年度幹線用水路沿施設整備補修
- 案件第10号 令和3年度排水路の補修掘
- 案件第11号 令和3年度堤防キャッチ整備
- 案件第12号 令和3年度碎石補修
- 案件第13号 B1取水口開度計シンクロ受信機交換
- 案件第14号 取水口機場等の統一鍵への変更
- 案件第15号 令和3年度水管理並びに水使用
- 案件第16号 令和3年度財政調整積立金の一般会計への繰出運用
- 案件第17号 固定資産(エアコン、自走式草刈機)の取得
- 案件第18号 備品購入
- 案件第19号 IL型フリュームの購入
- 案件第20号 会議室他照明LED化工事の発注
- 案件第21号 事務室コンセント増設等工事の発注
- 案件第22号 大潟土地改良区処務細則の一部改正
- 案件第23号 土地改良施設用地の一時使用
- 案件第24号 令和3年度暗渠排水効果検証業務委託
- 案件第25号 令和3年度役員研修
- 案件第26号 総代選挙執行
- 追加案件第27号 国営事業農家説明会における質問及び回答の送付

- 案件第2号 令和2年度取水口の呼水準備作業
- 案件第3号 令和2年度農地耕作条件改善事業等に係る事業計画変更(第1回)
- 案件第4号 令和2年度一般会計(第2回)補正予算
- 案件第5号 令和2年度一般会計の繰越使用
- 案件第6号 令和3年度事務体制
- 案件第7号 大潟土地改良区工事執行規程の一部改正
- 案件第8号 令和3年度事業計画
- 案件第9号 令和3年度農地耕作条件改善事業等に係る事業計画
- 案件第10号 令和3年度水利施設整備事業等に係る事業計画
- 案件第11号 令和3年度一般会計収支予算
- 案件第12号 令和3年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案件第13号 令和3年度農地耕作条件改善事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案件第14号 令和3年度現金の預入先
- 案件第15号 第117回通常総代会の開催日時と提出議案
- 案件第16号 令和3年度配水計画
- 案件第17号 令和3年度嘱託職員及び臨時職員の雇用
- 案件第18号 令和2年度第2回大潟地区管理体制整備推進協議会の開催
- 案件第19号 令和3年度定額助成(区画拡大・暗渠排水)における農業者施工説明
- 案件第20号 農地集積に係る意向調査(中央増反地大潟地区)
- 案件第21号 パソコン等購入計画の変更
- 案件第22号 備品購入
- 案件第23号 令和3年度役員研修

第13回理事会案件 令和3年3月10日

- 報告案件第1号 業務概要
- 案件第1号 第117回通常総代会提出議案内容の修正
- 追加案件第2号 「国営八郎潟地区についての質問」に対する回答案

第14回理事会案件 令和3年3月30日

- 報告案件第1号 業務概要
- 報告案件第2号 組合員資格得喪の処理結果

令和3年度 配水計画について

理事会において、次のとおり配水計画を策定しましたのでお知らせします。

取水口の位置	期 間 等	最大取水量 m^3/s		
		しろかき期 5月1日から 5月15日まで	かんがい期 5月16日から 9月10日まで	非かんがい期 9月11日から 4月30日まで
西部承水路左岸	H 2	2.139	1.863	0.300
西部承水路左岸	H 1	3.096	2.695	0.300
西部承水路左岸	A 1	6.300	5.486	3.000
西部承水路左岸	A 2	0.259	0.226	0.100
西部承水路左岸	B 1	1.683	1.466	0.300
西部承水路左岸	B 2	4.748	4.134	0.300
西部承水路左岸	B 3	0.360	0.314	0.100
小 計		18.585	16.184	4.400
馬場目川右岸（調整池）	G 2	1.368	1.190	0.300
馬場目川右岸（調整池）	G 1	0.652	0.568	0.300
馬場目川右岸（調整池）	F 2	3.037	2.645	0.300
馬場目川右岸（調整池）	F 1	3.216	2.801	0.300
小 計		8.273	7.204	1.200
三種川右岸（東部承水路）	E 2	1.508	1.313	0.300
三種川右岸（東部承水路）	E 1	2.570	2.238	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D 2	2.407	2.096	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D 1	1.926	1.678	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 2	0.800	0.696	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 1 - 3	0.983	0.857	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 1 - 2	0.453	0.394	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C 1 - 1	2.150	1.873	0.300
小 計		12.797	11.145	2.400
計		39.655	34.533	8.000
しろかき期及びかんがい期年間総取水量		35,195万 m^3		

- 各用水取入口における最大取水量及び取水期間は水利権に基づき上記のとおりとする。
- 配水期間は、「令和3年4月25日～令和3年9月20日」とする。

手続きのお願い

組合員の資格等に変更があった場合、届出が必要です。(組合員資格得喪通知書の届出)

◆農地の移動(売買、賃貸借、交換等)があった場合

◆生前一括贈与又は死亡により名義変更した場合

※死亡により名義変更をされた方で、その後、相続(所有権者)が別の方に変更となった場合は、再度届出が必要となります。

◆農業者年金等により経営移譲した場合

※親から子へ名義変更をされた方で、その後、親の死亡等により子が所有権者となった場合は、再度届出が必要となります。

◆住所が変わった場合

◆名義が変わった場合

資格を取得し又は喪失した場合は農業委員会の許可を経て速やかに土地改良区に届出してください。

大雨警報・注意報の発令及び緊急時には、原則として通水を停止します

2018年5月の集中豪雨では、田植え時期にもかかわらず通水を停止しました。

幹線排水路が越水したために落水が出来ないほ場もありました。

そのため天気が回復しても、幹線排水路水位により通水出来ない場合があります。

詳細や疑問点につきましては**大潟土地改良区事業課(45-2523)**へ確認して下さい。



水の事故に注意を!!

今年も**4月25日**から通水を開始しました。用水路はたくさんの水が早く流れ、危険な状態になります。また、排水路の水位も上昇します。

水難事故等のないようお互いに最善の注意をはらいましょう。

賦課金完納!!

令和2年12月23日、賦課金がすべて納入され完納となっております。

組合員皆さまと関係金融機関のご協力に深く感謝いたします。

土地改良区管理施設へゴミを捨てないで!!

土地改良区では毎年不法投棄されたゴミを処理しています。

国営造成施設管理体制整備促進事業において、ゴミ捨て防止対策の看板とのぼり旗を製作し設置しておりますが、残念ながら、さまざまな場所で心ない人により古家電、古タイヤ等が不法に捨てられております。

景観と自然を守るため不法投棄を見たら直ぐ警察または土地改良区（電話 0185-45-2118）へご一報ください。



元理事長 高野 繁氏 逝去

当土地改良区元理事長 高野繁氏が去る2月7日逝去いたしました。

高野氏は、昭和52年4月から昭和54年12月まで理事長（理事在職期間 昭和48年10月～昭和55年2月）として土地改良区の組織運営並びに土地改良事業の推進にご尽力されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

新規採用職員の紹介

令和3年4月1日付けで
2名の職員を採用しました。

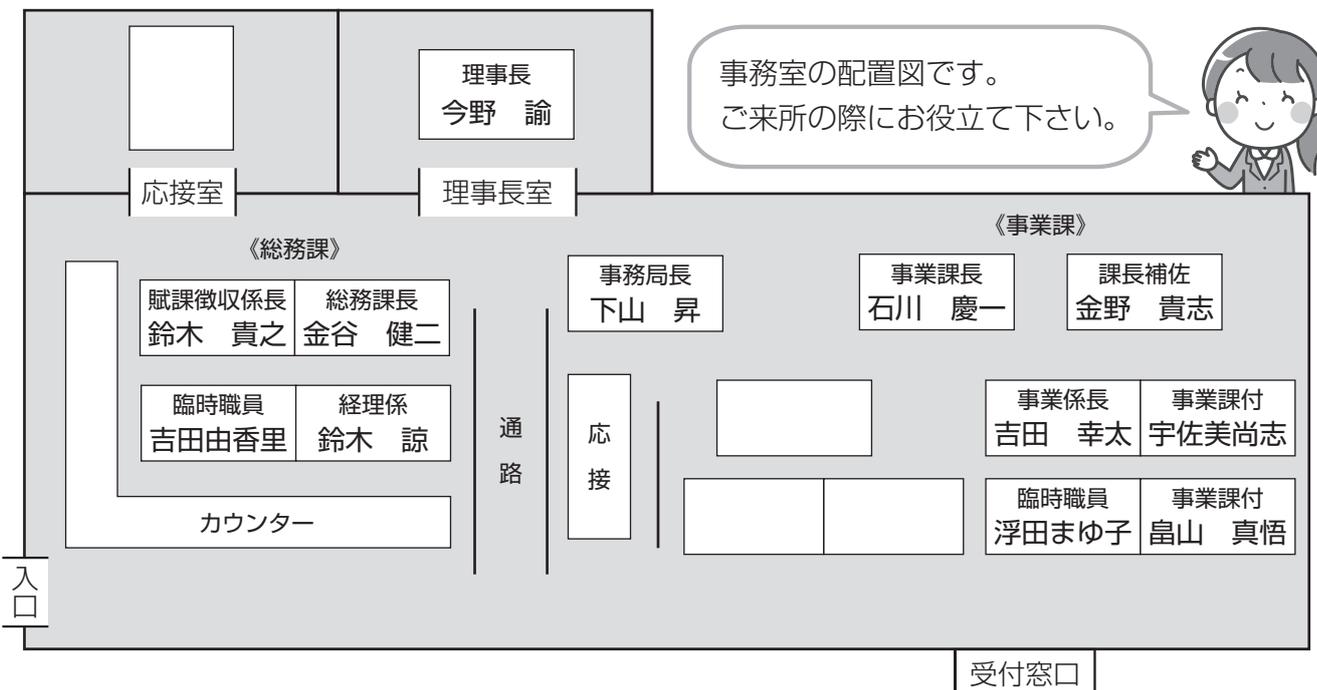


事業課付
宇佐美 尚志



事業課付
畠山 真悟

よろしくお祈りします。



令和2年度

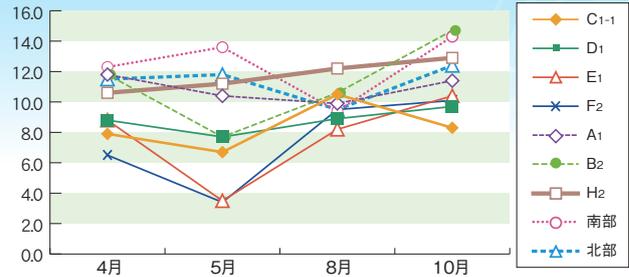
水質調査結果

COD
(化学的酸素要求量)

農業用水水質基準(水稲)

6 mg / L 以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	7.9	6.7	10.5	8.3
D1	8.8	7.7	8.9	9.7
E1	8.8	3.5	8.2	10.4
F2	6.5	3.4	9.5	10.1
A1	11.8	10.4	9.9	11.4
B2	11.8	7.7	10.6	14.7
H2	10.6	11.2	12.2	12.9
南部	12.3	13.6	9.4	14.3
北部	11.5	11.8	9.5	12.4

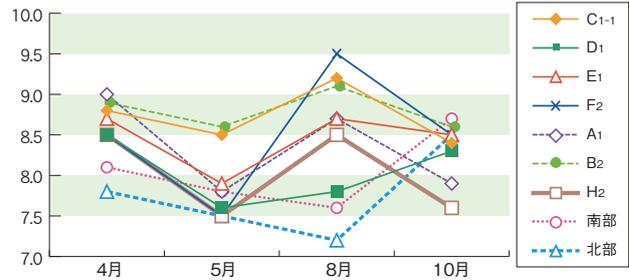


pH
(水素イオン濃度)

農業用水水質基準(水稲)

6.0 ~ 7.5

	4月	5月	8月	10月
C1-1	8.8	8.5	9.2	8.4
D1	8.5	7.6	7.8	8.3
E1	8.7	7.9	8.7	8.5
F2	8.5	7.5	9.5	8.5
A1	9.0	7.8	8.7	7.9
B2	8.9	8.6	9.1	8.6
H2	8.5	7.5	8.5	7.6
南部	8.1	7.8	7.6	8.7
北部	7.8	7.5	7.2	8.5

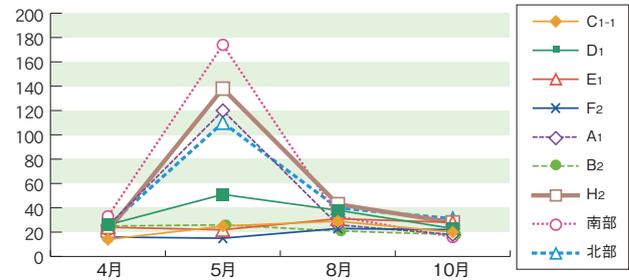


SS
(無機浮遊物質)

農業用水水質基準(水稲)

100 mg / L 以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	14	25	29	20
D1	26	51	38	23
E1	24	22	31	28
F2	16	15	23	22
A1	25	120	26	18
B2	25	26	21	18
H2	21	138	43	28
南部	33	174	33	16
北部	25	110	40	31



土地改良区は毎年①COD (化学的酸素要求量) ②pH (水素イオン濃度) ③BOD (生物化学的酸素要求量) ④SS (無機浮遊物質) ⑤DO (溶存酸素量) ⑥EC (電気伝導度) ⑦T-N (全窒素濃度) ⑧T-P (全リン濃度) 以上8項目の水質調査を行っておりますが、紙面の都合上農業用水の水質基準となるCOD、pH、SSの3項目を掲載しております。

なお、詳しくお知りになりたい場合は、事務所までお問い合わせください。

コメント (秋田県立大学 生物資源科学部 アグリビジネス学科 近藤 正 准教授)

4月

特徴：今年は、秋から春にかけて流域の降水量が少なかった昨年に比べさらに少なく、降雪量は記録的に少ない年となった。今回の観測値は湖水部の貯水量の上昇管理時で灌漑期直前の観測結果である。河川からの雪解け時の水源供給が早く、SS、BODなどでは昨年程度の濃度レベルではあったが、CODではほぼ全域で、また湖水域F2のECが大きく上昇している点が、気がかりである。T-N、T-P値は例年並みのこの時期の低濃度を示していた。干拓地排水のEC値については降水量が少ない割に、低めの値となっていた。

8月

特徴：今年も昨年に引き続き全地点で、COD、T-Nの2項目が農業用水基準を大幅に超過したが、ECはE,F,A,B,Hで基準値以内となった。灌漑初期は降水量が少なかったが、6月下旬より中程度のまとまった雨が複数回あり湖内の水の動きは、北部排水機場からの排水は北方向に回るものの昨年ほどの強さではなく、三種川の流入が西部承水路へ取水されECなどの改善につながった可能性がある。ただ、アオコは今年も全地点でかなり高濃度で発生しており、降雨が爆発的な発生の中でもその勢いを弱めた形となったものと思われる。

5月

特徴：河川流域からの流出量が少ないため、北部排水機場からの排水は北方向に、南部排水機場からの排水は、西部承水路への供給分以外は東方向へと流動する流れが生じていた。この影響で東部承水路南側にはこの時期の低濃度域である調整池域の水塊が北上し、余水を含む北部、南部排水の濃度希釈と、循環灌漑域の北側への移動を伴う濃度分布となったものと考えられる。

10月

特徴：9月にまとまった雨と河川流出があり、湖水はかなり動き水質は幸いにも改善された。特に河川流域の影響を受ける東部承水路掛りの観測点 (C,D,E,F) では、EC,T-N,T-P,COD値は昨年より大幅に低濃度を示し、pHもアオコの流下で低めとなった。西部承水路側の3地点 (A,B,H) は、昨年並みの水質濃度となった。雨が多かったためか、干拓地排水のECは昨年より20%ほど低い値となった。

令和3年度事業の紹介

国営かんがい排水事業「八郎潟地区」

目的

本地区においては、取入口及び用排水路の改修等を行い、農業用水の安定供給、排水機能の維持、施設の維持管理の費用と労力の軽減、湛水被害の軽減及び八郎湖の水質保全を図ります。

- 幹線用水路の改修
 - ・ 軟弱地盤の不同沈下に対応するようパイプライン化します。
(地盤が良好なところはコンクリート水路とします。)
 - ・ 水路勾配が一定となり、余剰水を減らし八郎湖への排水も減らします。
- 排水路の拡幅
 - ・ 雨水の貯留効果を増加させ、水田の湛水被害を少なくします。

事業概要

①工事計画

工種名	数量	工事内容
取入口	5箇所 (C1-1,D1,D2,F1,F2)	改修
幹線用水路	93.6km (全線)	改修
幹線排水路等	11.1km (中央幹線排水路等)	改修
水管理施設	1式	新設

②事業費 (令和元年度単価)

事業費488億円 (負担対象外事業費64億円含む)

③予定工期

令和3年度～令和24年度 (施設機能監視期間3年含む)

④負担割合

国66.66%、県24.67%、村6.00%、農家2.67%

⑤償還方法 (予定)

国営事業の地元 (村及び農家) 負担金は、事業完了後、2年据置き、15ヶ年元利均等償還の予定です。



県営実施計画策定事業「八郎潟第一地区」

国営事業と関連する小用水路の基礎調査を実施予定。

団体営事業 (事業主体：大潟土地改良区)

事業名	地区名	事業量
農地耕作条件改善事業等	大潟耕作6期地区	区画拡大6.55ha、暗渠排水455ha
水利施設整備事業等	大潟水利2期地区	小用水路 L=2,500m

土地改良施設の禁止事項について

大潟土地改良区施設管理規程において、次の事項については施設の維持保全上**禁止**されております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



用水取入口

- 無断操作、無断使用



幹線用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- チェックゲート等の無断操作
- かんがい計画に基づかない取水行為



支線排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



小排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



小用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土
- ほ場進入路以外からの進入
- オーバーフローの原因行為
- かんがい計画に基づかない取水行為



農道

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 無断採土 ● 重車輛の通行



国営事業説明会開催

大潟土地改良区組合員(土地改良法第3条資格者)を対象とした国営事業説明会が3月24日から下記の日程において行われました。説明会では東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所より国営かんがい排水事業「八郎潟地区」についての説明の後、質疑応答など行われ、事業内容に同意した参加者から同意署名簿へ署名をいただきました。

この事業を申請するには、3条資格者3分の2以上の同意が必要となります。まだ、同意署名簿に署名されていない方がいらっしゃいましたら土地改良区に名簿を用意しておりますので署名をよろしくお願いたします。また連絡をいただければ自宅等にも伺いますのでよろしくお願いたします。

令和3年3月24日~26日	JA大潟村大会議室(大潟村)
令和3年3月27日	若美コミュニティセンター(男鹿市)
令和3年3月28日	JA秋田やまもと大会議室(三種町山本地区・琴丘地区)
令和3年4月5日	八竜農村環境改善センター(三種町八竜地区)
令和3年4月10日	はちパル(八郎潟町)



かねひこ 進藤金日子参議院議員に 要望活動

(令和3年4月3日、大潟土地改良区事務所)



団体表彰を受けました

秋田県土地改良事業団体連合会より、秋田県土地改良功労者表彰で金賞を受けました。

表彰式は令和3年3月12日に、秋田県社会福祉会館において行われ、今野理事長が出席し表彰状を受け取りました。

これもひとえに、組合員皆さまのご協力及び関係機関のご支援の賜物と深く感謝いたします。



今年も総代選挙が行われます

現総代の任期は、令和3年9月20日をもって満了となります。選挙日程等については、組合員の皆様へ文書にて夏頃にお知らせする予定です。

編集後記



4月から2人の職員が採用されました。土地改良区は幹線水路改修などの国営事業着工を控え大事な時期を迎えております。一日も早く仕事に慣れ一緒に良い仕事をしたいと思います。

春の農作業も本番です。組合員の皆さま、体調管理や事故にお気をつけてください。